

トヨタ紡織陸上部後援会 会則

第1章 総則

- 第1条 この会は、トヨタ紡織陸上部後援会(以下「本会」という)と称する。
- 第2条 本会の事務局は、トヨタ紡織株式会社 総務広報部が行う。
- 第3条 本会の事務局は、トヨタ紡織株式会社 本社に置く
愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地
- 第4条 本会は、陸上部の組織的な応援・支援を行うと共に会員相互の親睦をはかり、陸上部の発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 本会は、本会の目的に賛同いただいた個人または団体で組織する。

第2章 組織

- 第6条 本会には、次の役員をおく
- 1) 会長 (1名)
 - 2) 副会長 (1名)
 - 3) 会計 (1名)
 - 4) 幹事 (若干名)
- 第7条 役員を選出は次の通りとする。
- 1) 会長、副会長、会計は会員の中から選出し、総会で承認を得る。
 - 2) 幹事は会長が選出する。
- 第8条 本会役員は次の任務を行う
- 1) 会長は、会運営全般を総括し、会の代表とする。
 - 2) 副会長は、会長の補佐を行い、会長不在の時は、職務を代行する。
 - 3) 会計は、会費を徴収し、会計業務を担当する。
 - 4) 幹事は、担当会員を掌握しつつ、円滑な会運営を図る。
- 第9条 役員任期は1年とし、総会日より翌年の総会日までとする。
ただし、再選は防げない。

第3章 会議

- 第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が召集する。
- 第11条 総会は、全会員をもって構成し、毎年1回開催する。
- 第12条 役員会は会長、副会長、会計、幹事をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催する。

- 第13条 次にあげる事項は、総会の決議を経るものとする。
但し、緊急を要する場合は、役員会をもって決議し、総会で報告するものとする。
- 1) 規約改正に関する事
 - 2) 活動計画、実績に関する事
 - 3) 予算、決算に関する事
 - 4) その他、会長または議長が必要と認めたこと。

- 第14条 総会は、全員の1/2以上の出席(委任状含む)を得て成立し、その過半数で決議する。

第4章 会計

- 第15条 会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる

- 第16条 本会の運営に関する経費は、次の通りとする。
- 1) 会費
 - 2) 臨時徴収金 随時(イベント参加費等)
 - 3) 寄付金、その他

- 第17条 会費は次の通りとする。
- 1) 一般会員(給与天引きできる方) 3,600円 /年を1口とする。
 - 2) 個人会員(給与天引きできない方) 3,600円 /年を1口とする。
 - 3) 法人会員(一般、個人会員の5人分) 18,000円 /年を1口とする。
 - 4) OB会員(本人限定) 10,000円 /無期限とするが、5年毎に継続の意思確認を行う。

- 第18条 会費の徴収は次の通りとする。
- 1) 一般会員の会費は、月割りして毎月給与より天引とする。
 - 2) 個人、法人会員の会費の徴収は、年度始めもしくは入会時とし、年1回徴収とする。年度途中で入会する場合、会費は月割りして3月までの会費を徴収する。
 - 3) OB会員の会費は、入会時に徴収する。
 - 4) 途中脱会しても、一切会費は返却しない。

第5章 入会と脱会

- 第19条 会則すべてにご賛同いただける方々は、入会申込書を事務局に提出する。

- 第20条 脱会は、事務局へ退会届けを提出する。

- 附則 この規約は2005年6月11日より施行する